株式交換公告

当社（甲）は、株式会社エフエルシー（乙、東京都渋谷区神宮前一丁目四番一六号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年五月十三日に終了しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.flc-inc.jp/profile/03.html

平成二十八年五月二十七日

山梨県富士吉田市上吉田四五九七番地の一

株式会社ウォーターダイレクト

代表取締役　樋口　宣人

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年五月二十七日

福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目三番一一号ＫＤＸ博多南ビル９Ｆ

アークシステムテクノロジーズ株式会社

代表取締役　定村　吉高

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を四億七千二百万円減少し三十七億八千五百万円として、発行済優先出資総口数八万五千百四十口を一口に対して金五万円をもって七万五千七百口に有償消却することとしました。消却する優先出資口数は九千四百四十口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、四億七千二百万円です。効力発生日は平成二十八年六月二十八日であり、臨時社員総会の決議は平成二十八年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十九日

掲載頁　一八三頁（号外第七十号）

平成二十八年五月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社阪神御影インベストメント

取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を四億七千二百万円減少し三十七億八千五百万円として、発行済優先出資総口数八万五千百四十口を一口に対して金五万円をもって七万五千七百口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年六月二十八日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十八年五月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社阪神御影インベストメント

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千三百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです

http://www.asa-epn.jp/ir/00000500/ebsi/

平成二十八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六千三百三十万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年六月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十八年三月十日（号外第五十四号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「減少額全額を資本準備金に充てる」とあるは「減少額全額をその他資本剰余金に充てる」の誤りにつき訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二十七日

大阪市中央区備後町三丁目一番八号

小泉株式会社

代表取締役　谷本　三郎

取消公告

平成二十八年四月二十八日掲載の株式交換につき株券等提出公告は取消します。

平成二十八年五月二十七日

名古屋市港区入場二丁目一六〇三番地

東邦大信製造株式会社

代表取締役　西尾　光弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
一	下	終りから八	法第八条第三	第八条第三項
二	〃	〃　三	項	
〃	〃	〃二～一	法第十条第六項	同条第六項

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	終りから一〇	研究開発部	研究企画開発部
〃	〃	終りから一七	三・二ng	十一・五ng
〃	〃	終りから一〇	さいたま市北区土呂町２丁目10番地28	名古屋市守山区鳥羽見３丁目９番29号
〃	二	一	三	一二
〃	〃	〃	三四	一

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	一二	三・二ng	十一・五ng
〃	〃	終りから一七		

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一	下	一〇	研究開発部	研究企画開発部
〃	〃	終りから一〇	さいたま市北区土呂町２丁目10番地28	名古屋市守山区鳥羽見３丁目９番29号
〃	二	一	三	一二
〃	〃	〃	三四	一